

ドローンの規制についてのお知らせ

小型無人機等飛行禁止法により指定されている
自衛隊施設／米軍施設及び
その**周辺地域**（周囲おおむね1,000m）
の上空における**ドローン**等の
飛行は原則として**禁止**されています。

これに違反した場合、次のような措置／罰則もあります。

- 警察官等による安全確保措置
- 最大拘禁刑1年／罰金50万円

Drone Regulation Notice

Drone flights are prohibited over and within approx. 1000-meter radius of the designated **Self-Defense Forces /U.S. Forces facilities** under the Act on Prohibition of Flight of sUAS(Drones).

If a person illegally flies drones,

police officers, etc. may take necessary measures for security.

The person may be punished by the Government of Japan by imprisonment of up to one year or a fine of up to 500,000 yen.

周囲おおむね1,000m
の地域の上空
(イエロー・ゾーン)

自衛隊施設／米軍施設の
敷地・区域の上空
(レッド・ゾーン)



約1,000m

ドローン使用禁止
NO DRONE ZONE



※ このほか、**航空法**上の無人航空機の飛行禁止空域においてドローン等を飛行させる場合、夜間にドローン等を飛行させる場合等には、別途、**国土交通大臣の許可又は承認を得る必要があります**。

対象防衛関係施設および飛行をさせたい場合の手続の詳細については、防衛省HPを
ご参照ください。

<https://www.mod.go.jp/j/presiding/law/drone/index.html>



防衛省・警察庁・外務省・国土交通省

航空自衛隊岐阜基地

対象防衛関係施設 の所在地	岐阜県各務原市	那加官有地無番地
対象防衛関係施設 の区域	岐阜県各務原市	蘇原三柿野町、那加官有地無番地、三井東町二丁目及び山脇町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設 周辺地域	岐阜県各務原市	<p>鶯沼朝日町一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、鶯沼大伊木町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、鶯沼各務原町一丁目、二丁目及び七丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、鶯沼川崎町一丁目から三丁目まで、鶯沼三ツ池町一丁目から六丁目まで、大佐野町（次の図面に示す部分に限る。）、大佐野町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、各務西町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、各務山の前町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、各務山一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、上中屋町（次の図面に示す部分に限る。）、上中屋町一丁目から五丁目まで、川崎町、小佐野町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目、下切町（次の図面に示す部分に限る。）、下切町一丁目から九丁目まで、下中屋町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、上戸町一丁目から七丁目まで、蘇原旭町一丁目から四丁目まで、蘇原柿沢町一丁目から三丁目まで、蘇原菊園町一丁目から四丁目まで、蘇原希望町一丁目から四丁目まで、蘇原興亜町一丁目から五丁目まで、蘇原栄町一丁目から四丁目まで、蘇原早苗町、蘇原沢上町一丁目から四丁目まで、蘇原新栄町一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、蘇原瑞雲町一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、蘇原中央町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目、蘇原月丘町一丁目から四丁目まで、蘇原東栄町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、蘇原野口町五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、蘇原東島町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、蘇原三柿野町、蘇原三柿野町一丁目から三丁目まで、蘇原緑町一丁目から四丁目まで、蘇原村雨町一丁目から四丁目まで、蘇原六軒町一丁目から四丁目まで、那加吾妻町、那加塙田町（次の図面に示す部分に限る。）、那加織田町一丁目及び二丁目、那加官有地無番地、那加北栄町、那加桐野外</p>

		<p>二ヶ所大字入会地、那加味楠町、那加味栄町、那加味畑町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、那加昭南町、那加住吉町一丁目から五丁目まで、那加大東町、那加東亜町（次の図面に示す部分に限る。）、那加東新町一丁目及び二丁目、那加西那加町（次の図面に示す部分に限る。）、那加信長町一丁目から三丁目まで、那加東那加町、那加日之出町、那加雲雀町、那加不動丘一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、那加本町（次の図面に示す部分に限る。）、那加前洞新町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、那加南栄町、那加元町、那加門前町一丁目から四丁目まで、那加雄飛ヶ丘町、那加楽天地町（次の図面に示す部分に限る。）、入会町二丁目から四丁目まで、前渡北町一丁目から四丁目まで、前渡西町（次の図面に示す部分に限る。）、前渡西町一丁目から十二丁目まで、前渡東町（次の図面に示す部分に限る。）、前渡東町一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、五丁目から七丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、八丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び九丁目（次の図面に示す部分に限る。）、松本町（次の図面に示す部分に限る。）、松本町一丁目及び二丁目、三井北町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目まで、三井町一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目から六丁目まで、三井東町一丁目から四丁目まで、三井山町一丁目及び二丁目、山脇町並びに山脇町一丁目から七丁目まで</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

航空自衛隊岐阜基地周辺地域 (岐阜県各務原市那加官有地無番地)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

